

Title	〔商法二五三〕 主債務者に対する手形金請求権の時効消滅と割引依頼人に対する手形買戻請求権 (大阪高裁昭和五四年九月五日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Koichiro) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1985
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.4 (1985. 4) ,p.68- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19850428-0068

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二五三〕 主債務者に対する手形金請求権の時効消滅と割引依頼人に対する手形買戻請求権

〔判示事項〕

約束手形の振出人に対する手形金請求権が時効によって消滅しても、手形割引人の依頼人に対する割引手形の買戻請求権は消滅しない。

〔参照条文〕

一手形法七〇条一項、商法五二二条

〔事実〕

Y₁（被告・被控訴人）は、訴外A（訴外B信用組合理事）の仲介によって、X信用組合（原告・控訴人）から、Y₂（被告・被控訴人）を連帯保証人として、手形貸付により金員を借り受けていたが、資金不足のためにXに対する前記借受債務や定期積金の支払を遅怠するに至ったので、Aが振り出した約束手形にY₁が裏書をした上で、その手形をXに割り引いてもらい、その割引金をもって右の支払資金にあてることにして、その手続のいっさいを

（大阪高判昭和五四年九月五日
昭和五三年（特）一八〇九号貸金請求控訴事件
原判決取消・請求認容
判例時報九五三号一一八頁、金融・商事判例五八七号三頁）

包括的にAに委任した。

Aは、右包括的委任にもとづいて、昭和四九年二月二七日に、本件(1)ないし(5)の手形を含め合計一二通の手形（いずれも金額三〇万円、昭和四九年四月から昭和五〇年三月までの毎月二五日を満期とし、振出人A、受取人Y₁、第一裏書人Y₁、被裏書人欄白地、支払場所B信用組合とする約束手形）を振り出し、これによってXからY₁名義で手形の割引金の交付を受け、その割引金は順次前記手形貸付および定期積金の支払資金にあてられた。

その後、右(1)の手形が満期に支払のため呈示されたが、支払を拒絶されたので、XとY₁およびY₂との間の本件取引基本契約によって、Y₁はXに対して(1)ないし(5)の手形の買戻義務および支払拒絶の日の翌日から完済まで日歩七銭の割合による遅延損害金の支払をなすべき義務を負い、Y₂はこれらについて連帯保証人としての義務を負うに至った。そこで、Xは、Y₁およびY₂

に対して、本件手形の買戻金（手形の券面額）およびこれに対する各支払期日の翌日から完済まで右契約にもとづく日歩七銭の割合による遅延損害金の支払を求めて、本訴を提起した（なお、一部利息の内入れがある）。

これに対して、Y₁およびY₂は、Xの本訴提起は昭和五三年であり、本件各手形の振出人であるAに対する手形上の請求権は満期から三年の経過によって時効消滅しているから、これにもなつてY₁の本件手形買戻義務も消滅したものと抗弁した。

第一審判決の理由は不明であるが、Xの請求は棄却されたので、Xにおいて控訴したのが本件である。

〔判旨〕 原判決取消、Xの請求認容。

「約束手形の振出人に対する手形金請求権が時効により消滅した場合には、特段の事情がない限り裏書人に対する償還請求権もこれにしたがい消滅すると解するのを相当とするけれども、手形割引依頼人の割引手形買戻義務は手形法上の義務ではなく、手形再売買に基づく代金支払義務であるから、右割引手形の振出人に対する請求権が時効消滅しても、これにより消滅しないと解するを相当とする（買戻義務は義務発生から五年の期間経過により時効完成するところ、本件においては本訴提起まで右期間が経過せず、時効は完成していない）」。

〔研究〕 判決理由には疑問がある。

本件では、手形の主債務者に対する権利の時効消滅との関係で、銀行取引約定書六条一項による手形割引銀行の割引依頼人

に対する手形買戻請求権の法的性質をどのようにとらえるかという点が問題になるが、いうまでもなく、この点は手形割引の法的性質のとらえ方と密接に関連するものである。

手形割引の法的性質については、周知のように、さまざまなとらえ方があるが（学説については、田辺「手形割引・買戻請求権の性質」商法の争点（第二版）三三〇頁以下参照）、かりに手形割引の法的性質を金銭消費貸借契約としてとらえた場合には、割引依頼人に対する割引銀行の手形買戻請求権の本質は、これを消費貸借契約による貸金返還請求権と解すべきことになる。そのように解するものとすれば、買戻請求権は手形外の金銭消費貸借契約を原因とするものであることになるから、一般の商事債権の時効期間（五年——商法五二条）の満了によってはじめて消滅するものであり、手形の主債務者に対する手形債権の時効消滅は、買戻請求権の消長とは無関係であるといわざるをえないことになる（ただし、差し入れられた手形が右契約上の債務の担保であるとすれば、それを担保権者の手許において時効消滅させたことにつき、銀行は善管注意義務違反——民法三五〇条・二九八条——による責任を負うという問題の生ずる余地があろう——田辺・判例タイムズ四三九号昭五五民事主要判例解説二〇八頁）。

これに対して、今日の通説のように手形割引の法的性質を手形の売買としてとらえた場合には、割引銀行の手形買戻請求権の法的性質につきさまざまなとらえ方が考えられ、そのいかんによっては、主債務者に対する手形債権の時効消滅が、買戻請

求権の消長に影響を及ぼしうることになる。

まず、手形買戻請求権を遡求権と同様の手形上の請求権と解する立場(京都市判昭和三年二月一日下級民集八巻二号二三〇二頁、平峯・金融法務事情一六三三五頁、河本・総合判例研究叢書商法(一)二七頁)では、それが第二次的な担保義務であることから生ずる附従性によって、主債務者に対する手形債権が時効消滅すれば、買戻請求権も消滅することになる。

しかしながら、買戻請求権が手形法外の契約にもとづいて成立するものであることはあきらかであって、裏書という手形行為の効果として生ずる遡求権と同視することはできないものといわざるをえない(水田・金融法務事情一六五号一九頁)。裏書人に対する遡求権の内容が手形法によって定型化されたものであるのに対して、買戻請求権の内容は、契約の効果によって定まらねべきものである。

つぎに、これを銀行に留保された手形売買の解除権行使にもとづくものと解した場合(小橋「手形割引」商法論集Ⅱ二二九頁、水田・前掲二頁)には、買戻請求権の内容は、すでに支払った手形売買代金の返還請求権であることになる。この立場によれば、主債務者に対する手形債権の時効消滅は、直接には買戻請求権の消長に影響をあたえるものではないということになる。しかしながら、割引依頼人の買戻義務の内容は、割引の際に受け取った代金の返還という原状回復とは異なるものであり、また、銀行から解除の意思表示がなされることもないのが通例

であるから、この説には賛成しがたい。

本判決は、手形買戻請求権の法的性質について、これを手形の再売買における代金支払請求権としてとらえている。その前提には、銀行取引約定書六条一項によって、当然に割引手形の再売買契約が成立しているものとする考え方があることになる(田中誠・新版銀行取引法三訂版三五三頁)。手形割引を売買と解する以上、買戻の代金が手形の券面額であることなどからしても、このようなとらえ方には賛成できる。そうだとすれば、その請求権自体は、判旨もいのように、主債務者に対する手形債権の時効消滅とは直接には関係がないものといえる。

ただ、問題となるのは、買戻請求権を手形の再売買契約による代金債権と解した場合には、銀行は、その契約にもとづいて目的物たる手形債権を割引依頼人に移転すべき債務を負うことになるが、本件では、その手形債権がすでに時効消滅しているという点である。すなわち、手形の再売買契約という場合に、その目的物が、すでに権利が消滅した単なる証券紙片でありうるはずはないから、銀行取引約定書六条一項によって当然に手形再売買契約が成立するためには、売主たる銀行は目的物としての手形上の権利を所持している必要があり、本件Xのように自己が手形割引によって取得した手形上の権利を時効消滅させてしまった割引銀行は、再売買契約の効力を主張しようとしても、ちょうど特定物に関して履行不能が生じているときと同じように、それが債権者の責に帰すべき事由によるものであるか

ぎり不可能なものといわなければならないのではなからうか。

本判決のような法理を一般化すると、手形を買戻した割引依頼人は振出人に対して再過求をする途がとざされるから、約束手形の振出人と割引銀行との通謀によって、割引依頼人の利益を害することが可能になってしまう。

本件の特殊性は、Aは一種の融通手形の振出人であって、本件手形割引による実質的な受益者はY₁にほかならず、Y₁が買戻してもAに再過求をすることはありえないというところにある。

そうだとすれば、そのような実質関係に即した責任（例えば、Y₁がAに手形資金を供与しなかったことによる不当利得の成否）を認めれば足りるのであって、結局、自己の手許で手形上の権利を時効消滅させた割引銀行は、実質関係によりその利益を回復するほかなく、また、そうする方が妥当な結果がえられるものとおもわれる。

倉沢 康一郎